第十一条の十一第十一項中「平成16年６月１日」を「平成19年６月１日」に、「平成14年６月１日」を「平成16年６月１日」に、「平成19年度分の算式の符号Ａの率」を「平成20年度分の算式の符号αの率」に、「平成19年４月２日以後」を「平成20年４月２日以後」に、「平成19年４月１日以前」を「平成20年４月１日以前」に改め、同項算式アの符号に次のように加える。

γ　改正前の省令第11条の２第11項の平成20年度分の算式の符号βの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第11項の平成20年度分の算式の符号βの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）

第十一条の十一第十一項中「0.9797」を「0.9792」に、「0.0203」を「0.0208」に、「4.850」を「4.550」に、「92.3」を「92.9」に、「3.850」を「3.550」に、「㈠交付金」を「㈠交納付金」に、「、普通態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数」を「及び普通態容補正係数を乗じて得た数」に改め、同条第十一項中「0.1081」を「0.0991」に、「0.3388」を「0.5419」に、「0.15」を「0.02」に、「0.85」を「0.98」に改め、同項算式アを次のように改める。

算式ア

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

第十一条の十一第十一項中「新潟市及び浜松市」を「岡山市」に、「平成15年４月１日から平成20年３月31日まで」を「平成16年４月１日から平成21年３月31日まで」に、「平成18年」を「平成19年」に、「平成19年」を「平成20年」に、「0.253」を「0.12」に改め、「「決算額」欄の数をいう。）を合算した額」の下に「から「公営企業（法非適）等に対する繰出し等の状況」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数並びに「公営企業（法適）等に対する繰出し等の状況」の表側「総計」、表頭「３．建設費繰出」及び「４．公債費財源繰出」欄の数を控除した額」を加え、「基準財政需要額のうち経常経費に係る額」を「基準財政需要額から公債費を控除した額に0.812を乗じて得た額（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）」に、「133千円」を「130千円」に、「180千円」を「160千円」に、「4.2」を「4.1」に、「平成７年度」を「平成８年度」に、「平成19年度分の算式の符号Ａの率」を「平成20年度分の算式の符号Ａ中αの率」に、「平成19年４月２日以後」を「平成20年４月２日以後」に、「平成19年４月１日以前」を「平成20年４月１日以前」に改め、同項算式の符号Ａに次のように加える。

γ　改正前の省令第11条の２第13項の平成20年度分の算式の符号Ａ中βの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第13項の平成20年度分の算式の符号Ａ中βの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）

第十一条の十一第十一項中「0.535」を「0.559」に、「平成19年度分の算式の符号Ｄの率」を「平成20年度分の算式の符号Ｄ中αの率」に改め、同項算式の符号Ｄに次のように加える。

γ　改正前の省令第11条の２第13項の平成20年度分の算式の符号Ｄ中βの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第13項の平成20年度分の算式の符号Ｄ中βの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）

第十一条の十一第十四項算式ア中「0.2464」を「0.2259」に改め、同項算式アの符号を次のように改める。

算式アの符号

Ａ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

算式の符号

α　次の算式Ⅰによつて算定した率（当該率が2.000を超えるときは2.000とし、1.000に満たないときは1.000とする。）とする。ただし、平成18年12月31日現在における製造品出荷額及び平成15年12月31日現在における製造品出荷額の数値のいずれかの数値が統計法第14条により公表されない市町村にあつては、当該率は1.000とし、算式Ⅰのａ又はｂが０となる場合は、当該率は1.000とする。

算式Ⅰ

$$7.33\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+0.633$$

$\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)$ に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、

$7.33\times\left(\frac{a-b}{b}\times\frac{1}{3}\right)+0.633$ に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅰの符号

ａ　工業統計調査規則によつて調査された平成18年12月31日現在における製造品出荷額等として公表された数値（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、万円単位の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ｂ　工業統計調査規則によつて調査された平成15年12月31日現在における製造品出荷額等として公表された数値（従業者４人以上の事業所に係る統計数値とし、万円単位の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

β　改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式アの符号Ａ中αの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式アの符号Ａ中αの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）

γ　改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式アの符号Ａ中βの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式アの符号Ａ中βの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）

第十一条の十一第十四項算式イ中「0.1783」を「0.1635」に改め、同項算式イの符号中算式を次のように改める。

算式

$$\frac{\alpha+\beta+\gamma}{3}$$

第十一条の十一第十四項算式イの符号中「平成19年度分の算式イの符号Ａの率」を「平成20年度分の算式イの符号Ａ中αの率」に、「平成19年４月２日以後」を「平成20年４月２日以後」に、「平成19年４月１日以前」を「平成20年４月１日以前」に改め、同項算式イの符号に次のように加える。

γ　改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式イの符号Ａ中βの率と同一の率（合併新法第２条第２項の市町村のうち平成20年４月２日以後に行われた市町村の合併に係るものにあつては、当該市町村が平成20年４月１日以前に存在したものと仮定して改正前の省令第11条の２第14項の平成20年度分の算式イの符号Ａ中βの率に相当するものとして総務大臣が通知した率）